

平成23年12月26日

山梨県知事 横内 正明 殿

山梨県情報公開審査会

会 長 濱田 一成

情報公開制度の重要事項について（答申）

山梨県情報公開審査会は、平成23年12月26日付けで諮問のあった事項について次のとおり答申します。

諮問第91号

情報公開条例の実施機関の拡大について

知事から諮問のあった県設立に係る地方三公社（住宅供給公社、土地開発公社及び道路公社）については、情報公開条例の実施機関とすることが適当である。

（趣旨）

県が設立した地方三公社は、それぞれの設置根拠法において、出資者が地方公共団体に限定され、役員任命が設立団体の長の専権事項とされており、また、その業務が公益的な性格を有するものであることから、県行政の一部を構成し、自ら説明責任を負う法人と考えられる。その意味で地方三公社を条例上の実施機関として情報の公開を行うべきである。